

お知らせ

令和4年度 全国瞬時警報システムの
訓練放送について

【危機管理室】

市民の皆さんへの緊急情報の伝達体制について万全を期すため、防災行政無線による全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の訓練放送を実施しています。

- **日程** 5月18日(水)、8月10日(水)、11月16日(水)、令和5年2月15日(水)
- **時間** 午前11時～
- **放送内容** (予定)
「これは、Ｊアラートのテストです。」(3回)
「こちらは、防災はしもとです。」
- **問い合わせ** 危機管理室 ☎33-6105

橋本市指定給水装置工事業者が新たに指定
されました

【水道施設課】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に次の事業者が新たに指定されました。

- **新たに指定された事業者**
 - カミタ総合設備(株)(阪南市) ☎072-471-2234
 - (株)クリーンライフ(吹田市) ☎06-6821-6133
 - (株)木村組(高野口町小田) ☎43-0022
 - 昌工業(かつらぎ町) ☎20-2098
 - (株)シンコウ設備(和歌山市) ☎073-432-7535
- **問い合わせ** 水道施設課 ☎33-2861

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
お手続きについて

【福祉課】

- 住民税非課税世帯の人には3月上旬に確認書を発送しています。手続きがまだの人は申請をお願いします。
- また、家計急変世帯(令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯)は、申請により10万円が給付されます。申請期限は9月30日です。
- **問い合わせ**
橋本市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0120-967-108

橋本ふるさと便について

【農林振興課】

橋本ふるさと便の指定登録を受けた農業者や店舗で購入した橋本市産の農作物・加工品を、国内の家族や友人に送付する際の送料(指定登録事業者が発送する場合に限る)が無料になります。

また、橋本ふるさと便事業を実施する指定登録事業者となる農業者や店舗を受け付けています。購入者から送料をいただかない場合に限り、送料を補助します。

- **実施期限** 令和5年1月31日(火)
※予算上限に達し次第、上記期間中であっても終了となります。
- **指定登録事業の対象となる者**
 - 市内に住所を有する人で、市の農地台帳に登録されている人、若しくは市外に農地を有する人
 - 市内に本店もしくは主たる事業所がある法人
 - 自ら生産した農作物・加工品を消費者に直接販売する市内農業者、または仕入れた橋本市産農作物・加工品を店舗において消費者に販売する市内事業者
- **申し込み・問い合わせ** 農林振興課 ☎33-6113

インターネットを活用した農産物などの
販売促進事業

【農林振興課】

インターネットを活用した農産物などの販売手数料などを補助します。事前に申請してください。

- **実施期限** 令和5年1月31日(火)
※予算上限に達し次第、上記期間中であっても終了となります。
- **対象者**
 - 市内に住所を有する人で、市の農地台帳に登録されている人、若しくは市外に農地を有する人
 - 市内に本店もしくは主たる事業所がある法人
- **補助上限額** 50万円
- **補助対象** 申請日から令和5年1月31日(火)までの販売手数料
- **申し込み・問い合わせ** 農林振興課 ☎33-6113



橋本市手話講習会を開催します

あいさつや自己紹介から始める初心者向けの講習会で、楽しく手話が学べます。ぜひご参加ください。

- **日程** (全27回)
6月6日(月)～令和5年2月27日(月)
- **時間** 午後1時30分～4時30分
- **場所** 保健福祉センター
- **申込期限** 5月16日(月)
- **定員** 先着20人
- **受講料** 無料(別途、テキスト代3,300円必要)
- **申込方法**
住所、氏名、生年月日、連絡先を電話またはファクスでご連絡ください。
- **申し込み・問い合わせ**
福祉課 ☎33-3708 ファクス32-2515

多子世帯にかかる保育料軽減枠を拡大します

【こども課】

保育料については既に第3子以降無償としていましたが、2人以上の子どもを育てている家庭の負担を軽減するため、無償化される対象を拡充しました。一部所得制限や助成上限もありますので、詳しくはお問い合わせください。



- **助成対象**
 - 市内在住
 - 2人以上の子どもを育てている世帯(年収360万円未満相当の世帯)であること
 - 対象施設を利用している0歳児～2歳児クラスで第2子以降の子ども
- **対象施設**
 - ①保育所、認定こども園など
 - ②児童発達支援センターなど
 - ③認可外保育施設(※助成上限:月額42,000円)
 - ④新制度未移行の幼稚園(※別途条件あり)※②から④は申請が必要です。
- **問い合わせ** こども課 ☎33-6102

空き地などの適切な管理について

【生活環境課】

例年、空き地の不適切な管理による雑草の繁茂など多くの相談が市へ寄せられています。

空き地の雑草などを放置していると、周辺的美観を損ねるだけではなく、害虫の発生源にもなります。

市では、平成24年度から「橋本市空き地の適切な管理に関する条例」に基づき、土地所有者に対し適切な管理を促しています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地や遊休農地が増えています。農地についても空き地と同じように、近隣の皆さんに迷惑をかけないように、適切な管理をお願いします。

- **問い合わせ**
 - 生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100
 - 農林振興課 農業委員会係 ☎33-6113

紙おむつの戸別収集について

紙おむつを利用している世帯を対象に、通常のごみ収集日とは別の日にご自宅まで収集に伺います。



- **対象となる世帯**
高齢者や乳幼児など紙おむつ類を使用している人がいる世帯(中高層マンション居住者を除く)
- **収集対象ごみ**
汚物を取り除いた紙おむつ類(紙おむつ、尿取りパッド、お尻拭きなど)
※市指定の可燃ごみ袋に入れてください。
- **申込方法**
「橋本市福祉収集利用申請書」に必要事項を記入し、生活環境課に提出してください。
※申請書は、生活環境課の窓口または市ホームページで入手できます。
- **問い合わせ**
生活環境課 環境企画係 ☎33-3702